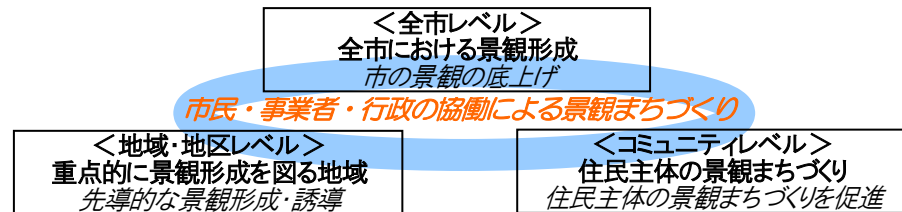


件 名	堺市景観計画(案)の策定及び景観条例の改正(案)について
経 過 ・ 現 状 政 策 課 題	【経過・現状】 ○平成5年：景観条例の制定と景観基本計画の策定 ・届出制度による大規模建築物等の景観誘導や堺市景観賞の実施など、景観に対する意識醸成や協働による良好な景観形成に向けた取組みを推進 ○平成16年：景観法制定 ・良好な景観形成の必要性が法律上位置付けられるとともに、届出制度における勧告・変更命令など強制力のある措置が可能となる。 ※景観法、景観計画、景観条例の関係 ・景観計画は、景観法に基づき、定めることができる計画。 ・景観条例は、景観計画の策定に合わせ、景観法より委任された届出対象行為等に関する事項とともに市独自の景観施策に関する事項を規定するもの。 ○平成21年6月：庁内委員会を開催（景観条例の改正、景観計画の検討） ○平成22年5月～11月：景観審議会で議論(計4回開催) ○平成22年10月：庁内委員会を開催（景観条例の改正、景観計画の検討） 【政策課題】 ○影響が大きい大規模な建築物等の実効性ある景観誘導 ○地域特性に配慮した公民協働による景観形成 ○百舌鳥古墳群や堺環濠都市地域など、堺固有の景観資源を活かした景観形成 ○住民主体の景観まちづくりの促進
対 応 方 針 今 後 の 取 組 (案)	1. 景観法に基づく景観計画の策定及び景観条例の改正 ・景観法を活用した総合的な景観施策の展開と実効性ある景観誘導を図るため、景観法に基づく景観計画の策定及び景観条例の改正を行う 2. 景観計画(案)の概要 【景観形成の意義】 ○潤いある豊かな生活環境の実現 ○堺の豊かな歴史文化を活かした都市イメージの構築 ○人々の交流の活性化とまちの活力の創出 【景観形成の理念】 ー 共に守り、育み、創造する景観文化ー 古代から未来へ 輝くまち・堺 【景観形成の基本方針】 ○“堺で暮らす”魅力を高める ○“堺文化”の個性を守り育む ○活力ある“まちの顔”をつくる 【推進方策の基本的な考え方】 ○総合的な施策展開による魅力ある景観形成 ○「全市における景観形成」(全市レベル)、都市づくりと連動した「重点的に景観形成を図る地域」の景観形成(地域・地区レベル)、「住民主体の景観まちづくり」(コミュニティレベル)の3つのレベルに応じた景観形成の推進



【全市における景観形成】

(1)大規模建築物等の景観誘導

○これまでの大規模建築物等の届出制度を、法に基づく届出制度に移行

・色彩基準の導入

使用できる色彩の範囲について、数値基準を設定

・地域特性を踏まえた基準の充実

特徴ある7つの地域別の景観形成方針を設定し、基準に反映

これまでの運用を踏まえ、分かりやすい基準へ

※7つの地域別の景観

：都心・周辺市街地景観、近郊市街地景観、郊外市街地景観、田園景観
丘陵市街地景観、丘陵地景観、臨海市街地景観

○ガイドラインの策定(より良い景観形成に向けた方針)

(2)景観資源の保全・活用

各種制度を活用した保全・活用(景観重要建造物、景観重要樹木)

(3)公共事業による景観形成

公共事業による積極的な景観への配慮、公共施設デザインマニュアルの改訂等

(4)屋外広告物の景観形成

美しいまちなみの形成と安全に配慮した掲出に向けた取り組み

【重点的に景観形成を図る地域】

「重点的に景観形成を図る地域」(重点景観形成地域)を位置づけ、都市計画手法や景観法等による適切な手法を活用し、地域に応じた景観形成を推進

■指定の考え方

①堺文化を特徴づけるすぐれた景観を有する地域

②堺の顔となる場所、多くの人の目に触れる場所で、施策上の効果が高い地域

③まちづくりの進展などにより今後景観形成を進める必要がある地域

④その他、良好な景観を形成する上で特に重点的に景観形成を図る必要があると認められる地域

■指定地域及び景観形成の方向性

○百舌鳥古墳群周辺地域

古墳周辺の環境整備や都市計画手法等の活用による景観形成

○堺環濠都市地域

町家やまちなみ保全に向けた施策の構築や景観協定など景観法等の活用による景観形成

○「活かしたい堺の景観」に示す地域など、まちづくりの熟度等に応じて順次地域を指定

※活かしたい堺の景観(重点景観形成地域以外)

：臨海部/堺旧港/都心/阪堺線と沿線/旧街道沿い/浜寺/大美野/黒山/田園/
泉北ニュータウン/南部丘陵

	【住民主体の景観まちづくり】 ・まちづくり活動の支援やまちづくりのルール化支援、景観形成を先導する担い手づくりにより、住民主体の景観まちづくりを促進 3. 景観条例改正(案)の概要 【改正の趣旨】 ・これまでの市独自の景観施策に加え、景観法に基づく施策に関して必要な事項を定めた総合的な景観条例へ改正 【条例改正の主な内容】 ・条例制定の目的と市、市民及び事業者の責務(第1～3条) 良好な景観形成について、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、総合的に推進するための基本的施策を定めるとともに景観法の施行について必要な事項を定めることにより、調和と風格のある冴らしい景観の実現に資する旨を規定 ・景観計画の策定(第5条) 景観計画を策定する旨及びその策定にあたっての手續を規定 ・重点的に景観形成を図る地域(第11条) 景観計画に重点的に施策の推進を図る必要がある地域を重点景観形成地域として定める旨を規定 ・届出対象行為や届出手続(第14～21条) 事前協議、勧告又は変更命令等にあたっての手續等を規定 ・景観審査委員会の設置(第37条) 勧告又は変更命令等の適否を審査する機関を規定 【今後の取組み(予定)】 ・平成22年12月 都市計画審議会、パブリックコメント(～1月末) ・平成23年2月 景観審議会、都市計画審議会 ・平成23年6月 議会に景観条例改正案を上程、景観計画を報告 ・平成23年6月以降 関係団体への周知、広報誌等での周知 ・平成23年冬 景観条例、景観計画施行
効果の想定	・総合的な景観施策の展開による魅力ある景観が形成される。 ・市民、事業者、行政の協働の取り組みの推進による良好な景観が形成される。
関係局との政策連携	全局